

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月10日
【会社名】	株式会社 八千代銀行
【英訳名】	The Yachiyo Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 酒井 勲
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目 9 番 2 号
【電話番号】	03 (3352) 2271 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 安田 信幸
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿五丁目 9 番 2 号
【電話番号】	03 (3352) 2295
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 安田 信幸
【縦覧に供する場所】	株式会社 八千代銀行 大和支店 (神奈川県大和市大和南一丁目 4 番 4 号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

目 次

		頁
1	提出理由	1
2	報告内容	1

1【提出理由】

当行は、平成25年10月10日開催の取締役会において、株主総会の承認及び関係当局の認可等を前提条件として、株式会社東京都民銀行（以下「東京都民銀行」といい、当行と総称して「両行」といいます）との間で、平成26年10月1日を目処に、共同株式移転（以下「本件株式移転」といいます）の方法により持株会社（以下「共同持株会社」といいます）を設立し、経営統合に向け協議・検討を進めていくことについて基本合意することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本件株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合における当該他の株式移転完全子会社となる会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(平成25年3月31日現在)

商号	株式会社東京都民銀行
本店の所在地	東京都港区六本木二丁目3番11号
代表者の氏名	取締役頭取 柿崎 昭裕
資本金の額	481億円
純資産の額	808億円(連結) 775億円(単体)
総資産の額	24,981億円(連結) 24,972億円(単体)
事業の内容	普通銀行業務

最近3年間に終了した各事業年度の経常収益、経常利益及び純利益

(連結)

決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
経常収益	52,930百万円	49,277百万円	46,951百万円
経常利益	1,708百万円	2,665百万円	3,294百万円
当期純利益	749百万円	3,304百万円	2,577百万円

(単体)

決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
経常収益	52,734百万円	48,318百万円	45,982百万円
経常利益	1,595百万円	3,467百万円	2,447百万円
当期純利益	990百万円	3,720百万円	2,079百万円

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成25年3月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める持株数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6.68
株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)	4.69
東京都民銀行職員持株会	2.58
三井住友海上火災保険株式会社	2.47
フクダ電子株式会社	2.39

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

ア. 資本関係

東京都民銀行は当行普通株式105,000株を保有しております。当行は、東京都民銀行の普通株式96,500株を保有しております。

イ. 人的関係

該当事項はありません。

ウ．取引関係

A T Mの相互無料開放やビジネスマッチングの共催等を行っております。

(2) 本件株式移転の目的

両行は、相互に相乗効果を発揮することで、首都圏において顧客から真に愛される地域No.1の都市型地銀となることを目指すと共に、経営の効率化を促進し、経営統合後における企業価値向上を実現することを目的とするものであります。

(3) 本件株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容、その他の株式移転計画の内容

本件株式移転の方法

両行の株主が保有する両行の株式を、平成26年10月1日を目処として共同持株会社に移転すると共に、両行の株主に対し、共同持株会社の発行する新株式を割り当てる予定であります。但し、今後の適用法令等の検討を踏まえ、両行協議の上、日程又は統合形態等を変更する場合があります。

株式移転に係る割当ての内容

本件株式移転に際して、移転比率その他株式移転に係る割当ての内容の詳細については、今後、両行それぞれが指名する外部専門家の評価・助言等を勘案し、両行協議の上、決定いたします。

その他の株式移転計画の内容

現状未定であり、今後両行協議の上、決定いたします。

(4) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

両行は、本件株式移転に係る割当ての内容を決定するにあたり、それぞれが指名する外部専門家の評価・助言等を勘案し、両行で協議の上、決定することを予定しております。

(5) 本件株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	未定
本店の所在地	未定
代表者の氏名	未定
資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	銀行持株会社（銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯する業務）

なお、本件株式移転に必要な事項は、今後協議の上、決定いたします。未定の事項については、決定次第、本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

以上